

シンジケートローンのフォールバック条項の参考例（サンプル）  
(修正アプローチ)（日本円TIBOR）

第●条（参照レートの変更）

- (1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。
- ① 「関連監督当局等」とは、[日本円TIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。
    - (a) TIBOR運営機関の監督当局
    - (b) TIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体
    - (c) 日本銀行が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体
  - [①-2 「基準貸付期間」とは、[基準金利を設定する指標とするため、借入申込書に記載される期間をいう。]/[本契約第●条●号に定める意味による。]]
  - ② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。
  - ③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[日本円TIBOR]をいう。
  - ④ 「参照レート移行事由」とは、TIBOR運営機関が[全ての基準貸付期間に対応するテナーの][日本円TIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を発表した場合をいう。
  - ⑤ 「代替参照レート」とは、(i)参照レートを代替すべきレートとして多数貸付人が借入人に對し関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮してエージェントを通じて提案するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値をいう。
  - ⑥ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、多数貸付人が参照レート移行事由の発生時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の上で、本項第5号(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。
  - ⑦ 「本付随修正」とは、参照レート移行事由の発生時点における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。
  - ⑧ 「TIBOR運営機関」とは、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関又は[日本円TIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。
- (2) 本契約の他の規定にかかわらず、多数貸付人は、参照レート移行事由が発生した場合には、参照レート移行事由が発生し、かつ、実際にTIBOR運営機関による[日本円TIBOR]の公表が中止

された時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートを代替参照レートに変更するための本契約の変更を行う旨をエージェントを通じて借入人に提案することができる。借入人は、かかる提案について、誠実に協議に応ずるものとし、当該提案を合理的な理由なく拒絶することができない。[但し、参照レート移行事由が発生した場合に、参照レート移行事由が発生し、かつ、実際にTIBOR運営機関による[日本円TIBOR]の公表が中止された時点以降に到来する基準金利決定時点において、何らかの理由で参照レートを代替参照レートに変更するための本契約の変更が行われていない場合には、当該基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートの適用に代えて、基準金利決定時点でインターバンク市場における基準金利期間に対応する期間の資金貸借取引のオファードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率(年率で表わされる。)に基づき本契約の規定を適用するものとし、その時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関しては、本項に従い本契約の変更を行うものとする。]

- (3) 多数貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、エージェントの事前の同意を得た上で、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を多数貸付人がエージェントを通じて借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。
- (4) エージェントは、(i)参照レート移行事由が発生した場合、(ii)代替参照レートが確定した場合、(iii)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(iv)本付随修正を行った場合[もしくは第6項に従い本契約の修正を行った場合]、速やかに借入人及び全貸付人に通知する。なお、上記の各事由が同時に又は近接して発生した場合にこれらを併せて通知することは妨げられず、また、本契約の他の規定(多数貸付人の意思結集に係る規定を含む。)に基づき上記の各事由を通知済みである場合には当該事由を重ねて通知することを要しない。
- (5) 本契約の当事者は、本条に定める多数貸付人の意思を定めるための意思結集について、第●条[注:貸付人の意思結集]の規定に従い各貸付人及びエージェントのいずれも意思結集手続を要請・開始することができること、並びに多数貸付人により行われた決定が全貸付人を拘束し全貸付人が多数貸付人の決定に従いその実現に協力しなければならないことを確認する。
- [(6) 多数貸付人は、本契約に定められる基準貸付期間のうち一部の基準貸付期間に対応するテナーの[日本円TIBOR]について第1項第4号に係る発表があった場合、本契約の基準貸付期間の定義から当該基準貸付期間を除外する修正を行うことができる。]